解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

山形市木の実町一二番三七号

財団法人山形県労働者信用基金協会

代表清算人　千場　一弘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月三十日開催の総会の決議により、同日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

山形市飯田西二丁目二番二号

社団法人山形大学医師会

代表清算人　久保田　功

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月三十日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

千葉県松戸市新松戸四丁目二二三番の二

医療法人社団育生会

代表清算人　林　幹朗

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年七月八日開催の臨時社員総会の決議並びに岡山県知事の認可により、平成二十五年十月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

岡山県総社市中央二丁目八番二三号

医療法人福田泌尿器科医院

清算人　福田　美技

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十月二十四日総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

鹿児島県肝属郡肝付町北方二三三八番地

潮路漁業生産組合

清算人　西園　光治

配当公告

愛知県西尾市徳次町小藪四六番地九、開始決定時の居所愛知県岡崎市高橋町字屋敷一八番地一

破産者　伊奈　隆雄

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十五年（フ）第一四八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金六八、八三二、五九一円

一、配当をすることのできる金額

金一五、二〇五、一八五円

平成二十五年十一月二十七日

愛知県岡崎市祐金町一二五ジブラルタ生命岡崎ビル六階山本健司法律事務所

破産管財人　阿讃坊明孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県三郷市東町三一六番地一、最後の住所埼玉県三郷市東町三一六番地一サーパス三郷五〇二号

被相続人　亡　相澤　忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一三番一二号

相続財産管理人　宮下　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県習志野市藤崎五丁目一二番、最後の住所千葉市花見川区作新台三丁目一七番六号

被相続人　亡　堀口　滿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

事務所千葉市中央区中央三―一八―三千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス

相続財産管理人　弁護士　菅野　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住東二丁目九〇番地、最後の住所千葉県松戸市八ケ崎四丁目一七番地の一一

被相続人　亡　目﨑　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

事務所千葉県松戸市本町一八―四　ＮＢＦ松戸ビル五階　ときわ綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤本麻里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市松が丘二丁目六番、最後の住所神奈川県相模原市松が丘二丁目六番七号

被相続人　亡　井関　徹三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

相模原市中央区相模原二丁目一番五号サトウビル五階　相模原中央総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小川　敦司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市大字中田一一二三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　遠藤　義男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

事務所新潟市中央区西堀前通一番町七〇二番地西堀一番町ビル六〇二号室

相続財産管理人　弁護士　大倉　強

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県諏訪市高島一丁目二番、最後の住所長野県諏訪市高島一丁目二番五号

被相続人　亡　関　秀人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

長野県岡谷市本町二丁目六番三六号

相続財産管理人　弁護士　松村　文夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市柏一五一二番地、最後の住所愛知県一宮市奥町字宮前四四番地一シニアステージいつきの夢　被相続人　亡　林　初子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

名古屋市東区泉一丁目二一番一〇号ヒューマンビル二階

相続財産管理人　弁護士　桐井　弘司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩市大王町波切八六二番地二、最後の住所三重県志摩市大王町波切三一九五番地五　被相続人　亡　中井　武教

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十七日

三重県津市羽所町三四五　津駅前第一ビル六階

相続財産管理人　北薗　太

平成25年度決算公告

平成25年11月27日　東京都新宿区左門町6番地4

株式会社ジャパン・セキュリティ・サポート

代表取締役　鶴谷　敏明

貸借対照表の要旨　（平成25年8月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	142,306,024	流動負債	5,402,008
固定資産	1	賞与引当金	2,100,000
		固定負債	4,870,000
		退職給与引当金	4,870,000
		負債合計	**10,272,008**
		株主資本	132,034,017
		資本金	10,000,000
		資本剰余金	122,034,017
		利益準備金	2,500,000
		その他利益剰余金	119,534,017
		（うち当期純損失）	（12,652,507）
		純資産合計	**132,034,017**
資産合計	**142,306,025**	**負債・純資産合計**	**142,306,025**